

麻薬小売業者間譲渡許可申請(継続)手続要領

1 提出期限の目安

令和8年11月30日まで

2 提出書類

麻薬小売業者間譲渡許可申請書 <正本1部、副本は申請者の数に1を加えた部数>

※申請手数料は不要です

3 申請書記入時の留意点（記入例は次頁）

- (1) 麻薬業務所、申請者欄は現在の麻薬小売業者間譲渡許可書のとおりに記入してください。
※変更があれば直ちに連絡してください。
- (2) 申請書欄外（右肩）に、「継続」と朱書きしてください。
- (3) 譲渡人・譲渡先を全て記載できない場合は、別紙様式に追記してください。
- (4) 申請書の備考欄に、現在の麻薬小売業者間譲渡許可書の許可番号を記入してください。
- (5) 令和8年12月31日に麻薬小売業者免許の有効期間が満了する薬局を譲渡人・譲渡先とする場合は、別途麻薬小売業者免許申請を行い、譲渡許可申請書の備考欄に、その旨を記入してください。

5 その他

- (1) 有効期間の満了した麻薬小売業者間譲渡許可書は、当該許可を受けた者が、許可を受けた日から5年間保存してください。返納は不要です。
- (2) 有効期間の満了した麻薬小売業者間譲渡許可書に基づく麻薬の譲渡は、一切できないので注意してください。

記入例

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

継続

※朱書き

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から 90 日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第 24 条第 11 項若しくは第 12 項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡しの日から 90 日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので申請します。

令和 8 年〇〇月××日

提出日を記入(令和 8 年 11 月 30 日までに提出してください)

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	山口市〇〇町〇丁目〇番〇号		
			名 称	〇〇薬局		
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	山口市〇〇町〇丁目〇番〇号		
			氏名（法人にあつては、名称）	株式会社〇〇薬局 代表取締役 山口 太郎		
	②	麻薬業務所	所在地	山口市××町×丁目×番×号		
			名 称	××薬局		
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	山口市××町×丁目×番×号		
			氏名（法人にあつては、名称）	株式会社××薬局 代表取締役 長門 花子		
	③	麻薬業務所	所在地	※記入しない欄には斜線を引く		
			名 称			
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
			氏名（法人にあつては、名称）			
代表者の氏名（法人にあつては、名称）				株式会社〇〇薬局 ※代表者を置く場合のみ記入		
備 考				第〇〇号 〇〇薬局の麻薬小売業者免許を申請中 ※現在の許可書の許可番号等を記入		